

深谷市民文化会館
深谷市花園文化会館アドニス
深谷市保健センター
深谷城址公園

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

深谷市

深谷市民文化会館・深谷市花園文化会館アドニス・

深谷市保健センター・深谷城址公園 指定管理者募集要項

目 次

1	指定管理者の募集について……………	1
2	施設の概要……………	1
3	管理に当たっての条件……………	3
4	申請の手続き……………	5
5	申請の方法……………	7
6	手続き概要……………	9
7	選定基準……………	10
8	協定書……………	11
9	その他……………	12
10	令和8年度指定管理者選定スケジュール(予定)…	12
11	問い合わせ……………	12

別紙1 施設敷地図

別紙2 指定管理者と深谷市の責任区分

1 指定管理者の募集について

深谷市では、2つの文化会館を設置しており、その内のひとつである深谷市民文化会館は、深谷市保健センター及び深谷城址公園と建物や敷地が一体的になった施設です。

これら4つの施設は、その設置目的である市民の「文化の向上」や「福祉の増進」、「健康保持増進及び公衆衛生思想の向上」といった共通的な目的をより効果的、効率的に達成するため、民間の能力や手法を幅広く活用できる指定管理者制度を導入することとしています。

地方自治法第244条の2第3項、深谷市文化会館条例第16条、深谷市保健センター条例第8条、深谷市都市公園条例第19条、深谷市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例等に基づき、当該施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる創意工夫のある指定管理者を本要項により募集します。

2 施設の概要

募集対象施設の概要は次のとおりです。

なお、詳しくは別添資料各施設の「管理業務基準書」を参照してください。

1	名 称	深谷市民文化会館
	所 在 地	深谷市本住町17番1号
	設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図る。
	面 積	敷地面積：13,987.5㎡ 建築面積：4,246.97㎡ 延床面積：6,061.31㎡
	構 造 等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造梁 地下1階、地上3階、塔屋2階
	施設内容	大ホール：1,164席（固定席1,018席、移動席146席）、 車椅子席4席、母子席6席 小ホール：324席、車椅子席4席 楽屋：7室（大ホール5室、小ホール2室） リハーサル室：1室（63㎡） 練習室：3室（79㎡、56㎡、35㎡） 展示室：1室（239㎡） 駐車場：311台 外構等

2	名 称	深谷市花園文化会館アドニス
	所 在 地	深谷市小前田 2 9 6 6 番地
	設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図る。
	面 積	敷地面積：12,316㎡ 建築面積：2,356.66㎡ 延床面積：2,440.2㎡
	構 造 等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階
	施設内容	大ホール：716席（固定席711席、車椅子席3席、母子席2席） 楽屋：2室（各16㎡） 集会室：2室（計207㎡） ボランティアビューロー：1室（24㎡） 談話室：1室（26㎡） 駐車場：230台 外構等

3	名 称	深谷市保健センター
	所 在 地	深谷市本住町 1 7 番 1 号
	設置目的	市民の健康保持増進及び公衆衛生思想の向上を図る。
	面 積	敷地面積：約30,000.0㎡ 建築面積：986.0㎡ 延床面積：1,972.0㎡
	構 造 等	鉄筋コンクリート造 2階建
	施設内容	1階：玄関ホール、保健センター事務室、準備室、ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、多目的トイレ、男子・女子トイレ、湯沸室、倉庫、機械室、指定管理者事務室、深谷寄居歯科医師会在宅歯科拠点事務所、外構等 2階：健診室1、健診室2、多目的室1、多目的室2、多目的室3、栄養指導実習室、食育推進室、歯科保健室、会議室、倉庫、会議室1、会議室2、幼児用トイレ、男子・女子トイレ、授乳室、機械室、湯沸室、倉庫他

4	名 称	深谷城址公園
	所 在 地	深谷市本住町 1 7 番 1 号
	設置目的	公共の福祉の増進に資すること。
	面 積	公園面積 1 7, 9 7 7 m ² 掃部寮延床面積：1 3 2. 5 m ²
	構 造 等	木造平屋建て（掃部寮）
	施設内容	中央広場、入口広場等、掃部寮、トイレ、外構等

3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務内容

指定管理者が行う業務の内容や業務内容に関する詳細については、別添の各施設の管理業務基準書を参照してください。

(2) 管理に要する経費

指定期間を通じて年額上限 1 6 7, 4 6 0 千円（消費税抜き）の範囲で指定管理料を提案してください。

指定管理料は、災害等特別な場合を除き増額しないこととします。

各年の指定管理料については、毎年度指定管理者が作成する事業計画書に基づき、市と指定管理者が協議して年度協定書において市の予算の範囲内で決定します。

また、当該管理施設については、建物や設備などの老朽化に伴い改築や大規模改修工事等を行う可能性があるため、指定期間中において施設が利用中止となる場合があります。当該期間中の指定管理料については、協議のうえ年度協定等で見直します。

なお、指定管理業務にかかる経費は、専用の口座で管理し、指定管理業務にかかる経理、その他の業務にかかる経理を区別して整理してください。

(3) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。

(4) 指定管理者と市との役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	市
施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）	○	

項 目	指定管理者	市
安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する 情報漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復	△ (自己の責に帰す べき事由による 場合)	○
施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応)	○
市有施設の火災共済保険加入		○
市有施設の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

(5) 損害賠償保険への加入について

指定管理者の損害賠償の履行を担保するため、指定管理者の負担で、市が加入している損害賠償保険と同等以上の損害賠償保険に加入するものとします。

【市が加入している損害賠償保険の内容】

身体賠償 : 1名 1億円・1事故 10億円

財物賠償 : 1事故 2,000万円

【その他の指定管理者の役割】

- ・ 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、深谷市民文化会館・深谷市花園文化会館アドニス・深谷市保健センター・深谷城址公園の各施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。
- ・ 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

(6) 管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときに

は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど管理業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

オ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、管理業務継続の可否について協議することとします。

(7) 委託等の禁止

管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(8) その他

ア 管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。

イ 管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。

ウ 管理業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び深谷市個人情報保護法施行条例に基づき適正な取扱いをすること。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

応募資格は、次のア～エを全て満たすこととします。

ア 指定期間中、安定的に深谷市民文化会館・深谷市花園文化会館アドニス・深谷市保健センター・深谷城址公園の各施設を管理する能力を有し、かつ、当該施設の機能を効果的・効率的に活用して各施設の設置目的を達成することのできる法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

イ 申請者は、埼玉県内に事務所を置く法人等とします。

ウ 現地説明会に参加した法人等とします。

エ 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は、申請を受けられません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている法人等

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている

法人等及びその開始決定がされている法人等。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかるものを含む。）

- (エ) 深谷市から入札参加停止措置を受けている法人等
- (オ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、市税等の納付すべき税金を滞納している法人等
- (カ) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき理由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けている法人又は取り消しを受けることが決定されている法人等
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等
- (ケ) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

※ 申請時に、上記エ（ア）～（ケ）に該当しない旨の法人の誓約書（様式2）及び各役員からの誓約書（様式3）を提出していただきます。

オ 複数の法人等で共同事業体を構成して申請する場合は、共同事業体の名称及び代表者を定めて、「共同事業体協定書兼委任状」（様式1）をあわせて提出してください。

ただし、当該共同事業体の構成員は、当該共同事業体が申請を行った深谷市民文化会館・深谷市花園文化会館アドニス・深谷市保健センター・深谷城址公園の各施設に関して、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

また、構成員のいずれかが上記エ（ア）～（ケ）のいずれかに該当する場合は、申請できません。

なお、複数の法人等が共同事業体で指定管理者に指定された後、例えば、そのうちの1団体が指定管理者の業務を継続できなくなった場合、その共同事業体全体が指定管理者の指定を取り消される場合がありますので、ご注意ください。

5 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

番号	提出書類	提出部数	
		正本	副本
1	申請書類チェックリスト	1	10
2	指定管理者の指定申請書 [別記様式(第2条関係)]	1	
3	共同事業体協定書兼委任状 [様式1] ※共同事業体による応募の場合	1	
4	印鑑証明書 (申請日前3か月以内に取得したもの)	1	
5	応募資格がある旨の誓約書(法人等) [様式2]	1	
6	応募資格がある旨の誓約書(役員) [様式3]	1	
7	法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (申請日前3か月以内に取得したもの)	1	
8	法人等の決算関係書類 ※ 過去2か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類	1	10
9	法人等の予算関係書類 ※ 直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類	1	10
10	法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類 ※ 就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類	1	10
11	(1) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) ※ 税務署が発行したもので、申請日前3か月以内に取得したもの。 (2) 法人都道府県民税及び法人事業税の納税証明書 ※ 都道府県の県税事務所が発行したもので、申請日前3か月以内に取得したもの。直近2事業年度分。 (3) 市町村税の納税証明書 ※ 市町村が発行したもので、申請日前3か月以内のもの。直近1事業年度分(前年度分の滞納(未納分)がないことを証明する書類でも可) ・県内に本店を有しない法人等の場合は、本店及び県内事業所2か所分の納税証明書を提出してください。	1	
12	法人等役員名簿[様式4]及び履歴を記載した書類	1	10

番号	提出書類	提出部数	
		正本	副本
13	管理の業務に係る事業計画書及び収支予算書 [様式5] (1) 法人等の概要 (2) 管理上の基本方針に関する事項 (3) 管理業務の実施に関する事項 (4) 収支計画に関する事項 (5) 管理体制に関する事項 ※ 独自書式を使用する場合は、必ず指定様式中に別添書類の名称を記入して提出してください。 ※ 2、3、4については、業務基準書ごとに内訳書を作成してください。 ※ 収支等については全て税抜で記載してください。	1	10

※ 共同事業体による申請の場合は、提出書類の4から12までを構成員ごとに提出してください。

(副本については、提出書類の8、9、10及び12を構成員ごとに提出してください。)

※ 各書類の作成及び添付については、各様式中の指示事項に従ってください。

(2) 提出部数

紙媒体及び電子データの両方を提出してください。紙媒体については、正本(一式)1部と副本(審査事務用)10部を提出してください。

また、用紙サイズは、原則としてA4サイズをお願いします。

正本一式(番号1～13)

1部(A4二穴綴じフラットファイル。ホチキス綴じ不可)

副本(番号1、8、9、10、12、13)

10部(A4二穴綴じフラットファイル。ホチキス綴じ不可。提出書類に通しのページ番号を記入してください。)

(3) 提出方法

申請書類の提出は、持参とします。

【提出先】

深谷市教育委員会教育部 文化振興課 地域文化振興係

深谷市仲町11番1号

電話：048-577-4501

メール：bunkasinkou@city.fukaya.saitama.jp

(4) 留意事項

ア 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

イ 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

ウ 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類は、深谷市情報公開条例に基づく公開請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

6 手続き概要

(1) 募集要項の公表

指定管理者の公募については、深谷市ホームページに掲載します。募集要項、申請書類等については、ホームページからダウンロードしてください。

(2) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催しますので、申請を予定している法人等は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に参加を希望する法人等は、令和8年7月10日（金）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式7）により深谷市教育委員会文化振興課地域文化振興係に電子メールで申し込んでください。なお、参加者は、1団体等又は1グループともに2名以内とします。

開催日時 令和8年7月17日（金） 午前10時～

開催場所 深谷市民文化会館 2階 第1練習室

※ 募集要項等は、当日配布しません。深谷市ホームページからダウンロードの上、印刷して当日お持ちください。

(3) 質問の受付

募集に係る質問を次のとおり受け付けます。ただし、現地説明会に参加していない法人等の質問は受け付けません。

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）～令和8年7月31日（金）午後5時まで

※ 深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条に規定する休日を除く。

イ 受付方法

質問書（様式 6）に記入の上、深谷市教育委員会文化振興課地域文化振興係まで電子メールで提出してください。電話、郵便では受け付けません。

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、現地説明会に参加した全ての法人等に令和 8 年 8 月 7 日（金）までに電子メールで通知します。

（４） 申請書の受付・一次審査

申請書受付時に提出された書類に不備はないか、応募資格を満たしていないかなど、形式審査を実施します。

（５） 選定委員会による審査（第二次審査）

第一次審査通過者を対象に次のとおり選定委員会による審査（第二次審査）を行います。開催時期：9 月下旬～10 月下旬（正式な日時は後日連絡いたします。）

提出していただいた書類により審査（ヒアリング等）を行います。その後、選定委員会において指定管理者候補者の選定を行います。

（６） 指定管理者候補者の決定

選定委員会の審査結果をもとに、市が指定管理者候補者の決定を行います。

（７） 選定結果の通知

選定結果は、応募団体等（グループの場合は代表団体）に郵送にて通知します。

（８） 仮協定書の締結

指定管理者候補者の選定後、基本協定締結のための協議を行い、協議成立後、仮協定書を締結します。

（９） 指定管理者の決定

深谷市議会（令和 8 年 12 月議会）の議決後に、指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

（１０） 指定の通知及び結果の公表

指定の通知は、指定管理者に郵送にて通知します。また、通知後深谷市ホームページに掲載し、公表します。

（１１） 事務引継ぎ

令和 9 年 4 月 1 日からの業務を支障なく行うため、準備及び業務の引継ぎを行います。

（１２） 基本協定の締結

基本協定書及び年度協定書締結のための協議を経て基本協定を締結します。

7 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準に基づく総合的な評価により行います。

- 1 事業計画書に基づく公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。(10 点)
 - (1) 公の施設の管理を行う上で基本的な考え方は適切か。
 - (2) 利用者、利用団体に対し、公平・平等な利用の確保が図られているか。
- 2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(30 点)
 - (1) 施設の設置目的等に合致した運営方針であるか。
 - (2) PR、広報活動を含め、サービス向上のための取組みや利用促進の取組みは適切か。
 - (3) 防犯・防災への対応や緊急時対策は適切か。
 - (4) 個人情報保護等の情報管理の取組みは適切か。
 - (5) 施設・設備の維持管理の取組みは適切か。
 - (6) 自主事業計画の内容は適切か。
- 3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。(20 点)
 - (1) 提案価格の評価。
 - (2) 利用料金収入や各経費等、収支の積算は妥当か。
 - (3) 経費縮減のための方策は適切か。
- 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する法人等であること。(30 点)
 - (1) 法人等の財務状況は健全か。また、安定確実に業務を行える経営規模か。
 - (2) 安定した管理が見込まれる組織体制か。
 - (3) 職員配置計画は適切か。
 - (4) 配置職員の人材育成・研修計画は適切か。
 - (5) 再委任の方法等は適切か。
 - (6) 類似施設の管理実績を有しているか。
- 5 その他(10 点)
 - (1) 環境に配慮した取組みとなっているか。
 - (2) 市内の企業の活用、雇用も含め、地域貢献に配慮がなされているか。

8 協定書

(1) 基本的な考え方

市は、選定委員会の選定結果を参考に決定した指定管理者候補者との協議成立後、仮協定書を締結します。その後、議会の議決をもって指定管理者として指定します。

議決後、市と指定管理者とで細目的な協議を行い、基本協定書を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定書を別途締結します。

(2) 議会の議決を得られなかった場合の措置

市議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補者を指定管理者として指定しません。この場合、指定管理者が応募に関して負担した費用及び管理の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(3) 指定期間開始前における指定の取消し

指定管理者として指定された後、指定期間開始までの間に、次のいずれかに該当することとなったときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。この場合において、管理業務の準備のために要した費用については一切補填しません。

ア 正当な理由なく基本協定書の締結に応じないとき。

イ 財政状況の悪化などにより、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

9 その他

(1) 業務引継ぎ

仮協定の締結後、令和9年4月1日の業務開始に向けて、随時協議や事務引継ぎを行うこととします。なお、その経費は指定管理者が負担するものとします。

また、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合は、円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう引き継ぐものとします。

10 令和8年度指定管理者選定スケジュール（予定）

月 日	内 容
令和8年7月8日（水）	募集要項の公表
令和8年7月17日（金）	現地説明会の開催
令和8年7月21日（火） ～7月31日（金）	質問の受付
随時 ～8年8月7日（金）	質問事項に対する回答日
令和8年8月10日（月） ～8月21日（金）	応募申請書の受付
令和8年8月下旬 ～10月下旬	選考委員会による審査
令和8年10月下旬	指定管理者候補の決定
令和8年11月上旬	仮協定の締結
令和8年12月下旬	指定管理者の議決（市議会12月定例会）
令和8年12月下旬	指定管理者の指定（決定）
令和9年1月～3月	事務引継ぎ、基本協定書及び年度協定書 締結のための協議
令和9年3月	基本協定書及び年度協定書の締結

11 問い合わせ先

深谷市教育委員会教育部 文化振興課 地域文化振興係

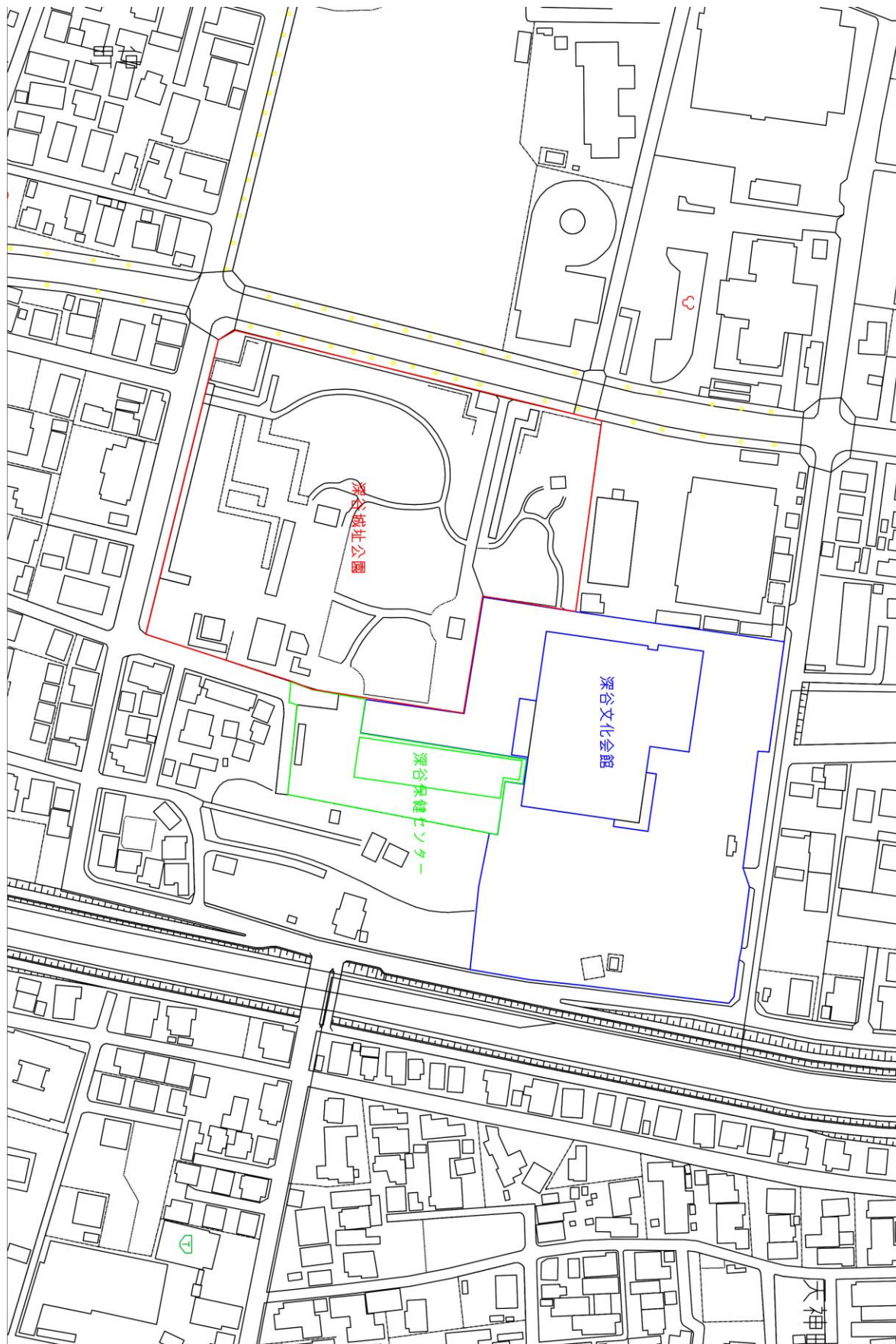
深谷市仲町11番1号

電 話：048-577-4501

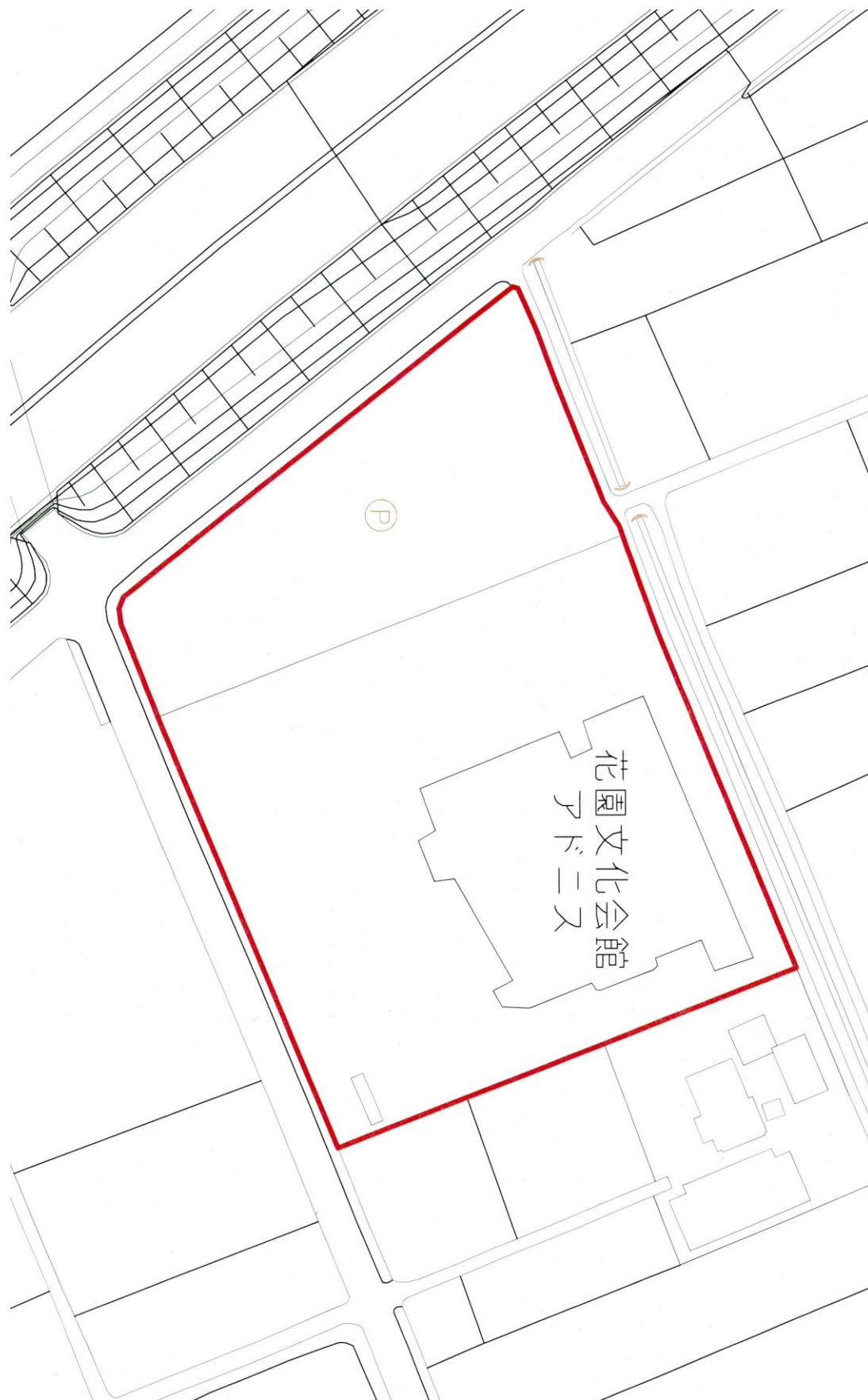
FAX：048-574-5861

メール：bunkasinkou@city.fukaya.saitama.jp

別紙1 施設敷地図（図1）



(図2)



別紙２ 指定管理者と深谷市の責任区分

種別	種類	リスクの内容	負担者	
			深谷市	指定管理者
経済リスク	物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		○
	金利の変動	金利の変動に伴う経費の増	協議事項	
	資金調達	運転資金等の確保によるもの		○
制度リスク	税制の変更	管理業務に直接影響を与える税制の変更によるもの	○	
		一般的な税制の変更によるもの		○
		租税公課の改訂に伴う経費の増		○
	法令の変更	管理業務に直接影響を与える法令の変更によるもの	協議事項	
		一般的な法令の変更によるもの	協議事項	
	許認可の取得	管理業務の遂行に必要な許認可取得		○
		市の単独申請に係る許認可取得	○	
社会リスク	地域住民への対応	管理業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの		○
	環境保全	管理業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの		○
	第三者への賠償	施設の構造上の瑕疵による損害	○	
		管理業務上の瑕疵による損害		○
政治行政リスク	政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増又は収入減	○	

種 別	種 類	リスクの内容	負担者	
			深谷市	指定管理 者
維持 管理 リスク	施設・設備の改修 (現状変更)	安全管理上必要とされる改修(現状 変更)	○	
		サービス向上のための改修(現状変更)		○
	施設・設備・備品の 損害	経年劣化によるもの 各施設業務基準 書による		○
労 災	労務災害	業務従事者の労務災害等		○
再 委 託	再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者 の責めに帰すべき事由により生じた 損害		○
不 可 抗 力	不可抗力	天災等(暴風・豪雨・洪水・地震・落盤等)	○	
申 請 協 定	書類の誤り	市作成書類(募集要項・仕様書等)の 誤りによるもの	○	
		指定管理者作成書類(申請書・事業計画 書等)の誤りによるもの		○
	申請費用	申請に係る費用の負担		○
	協定書の誤り	協定書の誤りによるもの	○	
準 備	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及 び訓練・研修等の実施その他の準備 行為		○
	業務開始の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき遅延に よるもの		○

種 別	種 類	リスクの内容	負担者	
			深谷市	指定管理 者
準 備	原状回復	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物権の原状回復に伴うもの		○
	業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ		○
	撤収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う費用		○